

令和4年7月15日からの大雨による災害に係る畜産施設等に対する災害復旧事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年7月15日からの大雨による災害（以下「災害」という。）により畜産又は園芸の用に供する施設（以下「畜産施設等」という。）に被害を受けた個人又は法人に対し、畜産施設等の復旧に要する費用の軽減を図るため、予算の範囲内において、令和4年7月15日からの大雨による災害に係る畜産施設等に対する災害復旧事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において畜産業又は園芸作物の栽培を営む市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人（以下この項において「所有者等」という。）であって、災害により自己の所有する畜産施設等に被害を受けたものとする。ただし、所有者等が個人の場合にあっては、当該者及びその者が属する世帯の全員が市税を滞納していないもの、所有者等が法人の場合にあっては、当該法人及び当該法人の役員が市税を滞納していないものに限る。

2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和4年7月15日以後に着手し、令和5年3月31日までに完了する災害により被害を受けた畜産施設等の復旧事業とする。

3 補助事業の種類、補助対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、同表の規定により算出した補助金の額が5万円に満たないときは、補助金の額は、零とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和4年7月15日からの大雨による災害に係る畜産施設等に対する災害復旧事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和5年2月28日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の計画（概要）書

(2) 見積書の写し（補助事業が完了しているときは、領収書の写し又はこれに代わる書類）

(3) 被災状況が確認できる畜産施設等の写真（補助事業が完了しているときは、補助事業実施前と補助事業実施後の写真）

(4) 申請者が個人の場合にあっては、当該者及び当該者が属する世帯の全員が、申請者が法人の場合にあっては、当該法人及び当該法人の役員が、市税を滞納していないことを証明する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者の同意を得た上で、市の保有する公簿等により申請に必要な事項を確認することができたときは、前項第4号に掲げる書類の提出を省略させることができる。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、令和4年7月15日からの大雨による災害に係る畜産施設等に対する災害復旧事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、令和4年7月15日からの大雨による災害に係る畜産施設等に対する災害復旧事業費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、令和4年7月15日からの大雨による災害に係る畜産施設等に対する災害復旧事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し又はこれに代わる書類

(2) 補助事業実施後の畜産施設等の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の取消し及び返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 補助事業者は、第5条第2項の規定により交付された補助金の額が前条の規定により報告した実績に基づき算出した補助金の額を超えるときは、その差額を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

補助事業の種類	補助対象となる経費	補助金の額
畜産施設災害復旧事業	<p>災害により被災した次に掲げる施設の復旧事業に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 畜舎 (2) 堆肥舎 (3) 飼料倉庫 (4) 草地（草地造成事業で整備した草地を除く。） (5) パドック (6) 鶏舎 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの 	<p>補助事業の種類ごとに、補助対象となる経費から保険金、損害賠償金等により補てんされた額を減じて得た額の2分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で、20万円を上限とする。</p>
園芸施設災害復旧事業	<p>災害により被災した次に掲げる施設の復旧事業に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) パイプハウス及び鉄骨ハウス (2) 栽培室及び栽培棚 (3) 燃油機械 (4) 空調設備及び給排水管等設備 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの 	